

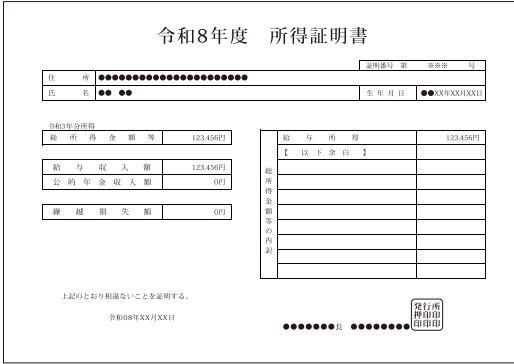
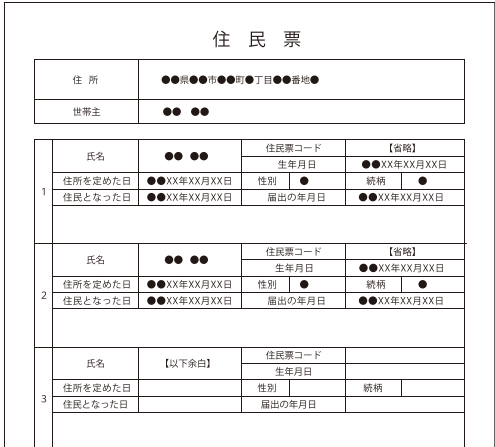
市区町村役場で 取得する書類について

市区町村役場で
書類を取得する時は、
依頼条件を
確認してください。

市区町村役場で取得する書類を下記の表に記載しております。
該当の必要書類をご確認いただき、書類取得の際には、下記を参考に
申請してください。



【市区町村役場で取得する書類】

市区町村役場で取得する書類名	令和8年度の「所得証明書」 または「課税(非課税)証明書」 	世帯全員の「住民票」 
依頼条件	● 生年月日が平成23年4月1日以前の被扶養者は提出 ※但し全日制の学校に通っている学生は除く ● 令和7年1月～12月の収入が記載されているもの ● 収入金額の記載があるもの ● 被扶養者が無収入の場合は所得金額欄に記載 省略のない¥0表記のあるもの	● 世帯全員の「住民票」 ● 続柄が記載されているもの ● 個人番号(マイナンバー)がないもの ● 令和8年7月1日の以降に発行されたもの ● 被保険者と被扶養者が別世帯の場合は両方の「住民票」 が必要
注意事項	● 収入のない方も提出が必要です ● 学生(全日制)と中学生以下は取得不要です ● 市区町村役場により名称が異なる場合があります ● 無収入で0円表記のものを取得する際には、無収入であることを別途申告しなければならない場合や、出張所等では発行できない場合もあるようですので、事前にお住まいの地域の市区町村役場にご確認いただいたうえで書類の取得をお願いいたします	● 同一世帯に複数の被扶養者がいる場合は、世帯で「1通」 取得してください。 ● 個人票不可です

マイナンバーカードお持ちの場合
市区町村役場によって、コンビニ交付等可能な場合もあります